

◆神奈川県弁護士会が取得する会員の個人情報について◆

《取得した情報の利用目的》

本会が取得した弁護士（有資格者含む）、弁護士法人、外国法事務弁護士（有資格者含む）の会員情報につきましては、弁護士法、会則、会規、規則の定める事務手続、事業その他本会の会務全般（委員会およびそれに準ずる諸活動等）およびその過去の記録等の管理を目的として必要な範囲で利用します。

また、保有する会員情報は個人を特定できない状態に処理した上で、統計として公表することがあります。

《本会が定める個人情報に関する規則等》

本会は個人情報の適切な管理を行うために個人情報保護方針、個人情報保護規則を定めています。

※ 神奈川県弁護士会個人情報保護基本方針（プライバシーポリシー）

<http://www.kanaben.or.jp/profile/privacy/policy/index.html>

※ 神奈川県弁護士会が保有する個人情報とその利用目的（カテゴリ一覧）

<http://www.kanaben.or.jp/profile/privacy/policy/personaldata/index.html>

《会員情報の公表》

市民による弁護士へのアクセス、非弁護士による法律事務取扱の禁止等の要請により、会員情報の一部項目を会員名簿や神奈川県弁護士会ホームページなどで広く一般に公表します。

個人情報管理者
神奈川県弁護士会 会長

入会書類の記載について

(必ずお読みください。日弁連HP掲載の「弁護士名簿登録請求書等記入要領」もご確認ください。)

1. 日弁連配布書式・神奈川県弁護士会配布書式

(1) 事務所名称・住所等の表記について

- 他の弁護士と事務所を共にする場合は、事務所名称・住所等の表記を統一し、正確に記入してください(日弁連HPの弁護士情報検索でご確認ください)。
- 事務所の電話番号(固定電話)は必ず記入してください。自宅を事務所とする場合も同様です。携帯電話の登録は不可です。
- 企業に就職予定の方は、企業名は住所に続けて住所欄に記入し、事務所名欄は空白にしてください。

(2) 本籍、自宅住所・電話番号等の表記について

- 本籍欄は、「丁目」、「番」など地番表記を省略せずに戸籍謄本記載通りに記入してください。漢数字の場合は漢数字で記入してください。
- 電話番号とFAX番号が同一の場合でも、省略せずに各欄に記入してください。携帯電話の登録は不可です。携帯電話のみをお持ちの場合は、自宅電話番号欄は空白にしてください。(日弁連書式の連絡先回答書や神奈川県弁護士会書式の連絡票の携帯番号と記載がある箇所には、携帯番号の記入をお願いします。)

(3) 必ず当会会員2名の紹介を受け、「神奈川県弁護士会入会申込書」に署名捺印をお願いしてください。

(4) 日弁連配布書式と神奈川県弁護士会配布書式は同じように記載してください。

例) 日弁連配布書式にマンション名を記入した場合、当会配布書式にもマンション名を記入する。

2. 履歴書

(1) 職歴について

- 職歴のある方は、勤務先名称を省略せずに入力してください。入職日及び退職日を記入してください。職歴がない場合は、必ず「なし」としてください。

(2) 賞罰について

- 賞罰がない場合、必ず「なし」としてください。罰がある場合は、罰の内容の事実及び情状等参考になる事情を記載した上申書を2部ご提出ください。

弁護士法12条の「弁護士の秩序若しくは信用を害するおそれ」について慎重に審査する必要がありますので、確定した有罪判決に限らず、不起訴処分となった事件や、少年法による保護処分、公務員や司法修習生における懲戒処分、訓告や注意処分内容及び罰条(罪名)を日付とともに記入してください。

3. その他注意事項

(1) 印鑑

- シャチハタ、ゴム印等朱肉を使用しないものは不可です。使用する印鑑は、提出する全書面を通じ必ず統一してください。訂正する場合も同じ印鑑をご使用ください。字句訂正、削除だけでなく加筆の場合も加筆した箇所の横に訂正印を押してください。

(2) 改姓、本籍の変更

- 弁護士名簿登録日までに改姓、本籍の変更を予定している方は、その旨を書面にてお知らせください(書式自由。入会書類に同封してください)。
- 各書面には、変更前の現在の姓名、本籍で記入していただき、変更後に登録請求書等を修正してください。戸籍謄本等は書類提出時のものを2部ご提出ください。変更後の新しい戸籍謄本等ができ上がり次第、追完してください(身分証明書は、改めて追完する必要はありません。)登録請求書等の修正及び戸籍謄本等の追完の期限は個別にお知らせします。日弁連へは、当会を通じて送付いたします。

(3) 住所の変更

- 弁護士名簿登録日までに自宅住所の変更を予定している方は、弁護士名簿登録日(12月14日)現在で記入してください。
- 転居予定であるが、転居先が未定の場合は、実家等の住所を記入し、登録後に登録事項変更の手続きをしてください(手数料2,000円。ただし、登録後3ヶ月以内の変更の場合は無料です)。
- 自宅住所欄が空欄のもの及び司法研修所寮を住所とするものは受付できません。

—本件に関するお問い合わせ—

神奈川県弁護士会 業務課第一係 TEL 045-211-7710